○ご利用になれる方は…

物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などによって、日常の生活をしていくうえで必要な福祉サービスの利用などについて、ご自分一人の判断で行うことが難しい方がご利用できます。
※ご本人との契約によるサービスとなりますので、ご本人の利用希望と、この事業でお手伝いする内容を理解できる判断能力が必要です。
※認知症の診断の有無、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

○お手伝いの内容は・・・

「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、ご希望があれば「日常的金銭管理サービス」と「書類等預かりサービス」を行います。

1.福祉サービスの利用のお手伝い（福祉サービスの利用援助）

- ・福祉サービスを利用したりやめたりする手続き
- ・福祉サービスの利用料の支払い
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き　　など

2.日常的なお金の出し入れのお手伝い（日常的金銭管理サービス）

- ・年金や福祉手当の受け取りに必要な手続き
- ・税金、社会保険料、公共料金、医療費などの支払い手続き
- ・日常生活に必要な預貯金の払戻し、預入れ　　など

3.大切な書類等のお預かり（書類等預かりサービス）

- ・年金証書、預貯金通帳、権利証、契約書類、保険証書、印鑑などを、貸金庫などでお預かりします。

◯利用料は…

契約を締結する前までの相談や支援計画の作成などは無料です。
契約締結後の支援から有料になります。
・1 回 1 時間まで 1,200 円
※1 時間を超えた場合は 30 分ごとに 400 円をいただきます。
・このほか、生活支援員の交通費（実費）をいただきます。
・書類の預かりサービスを利用する場合は、貸金庫の利用料（実費）をいただきます。